

氏名の変更について【氏名を変更したとき】

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下、「組合」）における氏名変更の流れにつきましては、下図のとおりとなっております。

【該当する選択肢に従って進んでください】

氏名を変更する方は下記のどちらに該当しますか？

（甲種・乙種、本人・家族の区分は被保険者証（保険証）に記載しています）



甲種組合員本人

下記の書類を

所属郡市区会に提出してください

・会員票記載事項変更届



組合から被保険者証の交換を案内します

郡市区会より提出のあった会員票記載事項変更届を福岡県歯科医師会が受理した月の翌月に被保険者証の交換を案内いたします。

交換を急がれる場合は、郡市区会にその旨をお伝えください。

※令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせを発行します



甲種組合員家族、乙種組合員本人・家族

下記の書類を組合に提出してください

☆氏名・住所変更届

<該当者1名につき1枚ずつ作成し提出ください>

・被保険者証・資格確認書<該当者全員分の返還をお願いします>



変更した被保険者証を発行します（送付先は事業所）

※令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせを発行します

☆の様式は国保組合ホームページからダウンロードできます

ご不明な点は組合(☎092-771-3534)にお問い合わせください

住所の変更について【住所を変更したとき】

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下、「組合」）における住所変更の流れにつきましては、下図のとおりとなっております。

なお、住所変更は世帯全員分を一斉に適用しますので、世帯の一部の方だけを変更することはできません。

【該当する選択肢に従って進んでください】

世帯主は甲種組合員ですか？乙種組合員ですか？（甲種・乙種の区分は被保険者証（保険証）に記載しています）



甲種組合員

下記の書類を

所属郡市区会に提出してください

・会員票記載事項変更届



組合から被保険者証の交換を案内します

郡市区会より提出のあった会員票記載事項変更届を福岡県歯科医師会が受理した月の翌月に被保険者証の交換を案内いたします。

交換を急がれる場合は、郡市区会にその旨をお伝えください。

※令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせを発行します



乙種組合員

下記の書類を組合に提出してください

☆氏名・住所変更届<世帯主のみ>

・被保険者証・資格確認書<世帯全員分の返還をお願いします>



変更した被保険者証を発行します（送付先は事業所）

※令和6年12月2日以降は、資格確認書または資格情報のお知らせを発行します

☆の様式は国保組合ホームページからダウンロードできます

ご不明な点は組合(☎092-771-3534)にお問い合わせください